国際電気グループ調達パートナーの皆様へ

グリーン調達ガイドライン

２０２５年12月　Ｖｅｒ．２.０

国際電気グループ

目次

1．はじめに 3

2．国際電気グループの基本方針..... 3
2.1 国際電気グループ 行動指針..... 3
2.2 環境保全行動指針 4
2.3 環境方針 5

3. お取引様へのお願い事項
3.1 グリーン調達の調査協力へのお願い..... 6
１）調査の要領 6
２）調査の内容 6

3.2 納入品に含有される化学物質の管理について..... 9
１）国際電気グループ自主管理化学物質 9
２）納入品の含有化学物質に関する不含有保証について 9
３）化学物質含有情報の管理の考え方 9
４）材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合 10

改訂来歴..... 11

添付資料..... 12
別表１（レベル１禁止物質群リスト）..... 12
別表２（レベル２管理物質群リスト）..... 15
添付１（含有化学物質の調査）..... 17

１．はじめに

国際電気グループでは環境への負荷軽減の目標を定め、廃棄物を減らし、エネルギー消費を抑え、化学物質の適切な管理に取り組んでいます。目標達成に向け、素材の調達から製品の製造、お客様が使用・廃棄するまでの各段階での種々の取り組みを進めています。

製品配慮の面では、環境配慮設計を実施し、自社の環境負荷低減に努めるだけでなく、お客様へ環境に配慮した製品を提供することで環境負荷の低減を図ることをめざしています。こうした取り組みを進めるためには材料、部品等を購入する段階での環境負荷低減、すなわち環境負荷の少ない資材の調達のため、このたび、「グリーン調達ガイドライン」を制定いたしました。

調達パートナー各位様におかれましては、本グリーン調達ガイドラインの趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2. 国際電気グループの基本方針

2.1　国際電気グループ 行動指針

国際電気グループは「挑戦と変革。地球と人びとの未来を創る。」ことを企業理念とし、この使命を実現するために当社の提供する価値や姿勢を示したVALUEを加えて体系化したものを「国際電気グループ・アイデンティティ」として定めています。

この国際電気グループ・アイデンティティに基づき、当社のすべての役員・従業員の判断の拠り所や取るべき行動を定めたものが「行動指針」です。当社のすべての役員・従業員はこの行動指針を理解・遵守し、高い倫理観を持って誠実で公正に行動することを誓約します。

◆行動指針より抜粋

持続可能な社会の実現

（１）社会課題の解決に向けて、私たちがもつ革新的なソリューションを社会に提供し、パートナーやステークホルダーとの協創を推進し、イノベーションを起こし続けるとともに、人々や地球環境に対し責任ある企業活動を行っていきます。

（２）社会の発展に貢献する技術の開発に努めるとともにその技術が社会にあたえる効果や影響を正しく認識し、その利活用に努めます。

（３）低炭素社会、高度循環社会、自然共生社会をめざすためにバリューチェーンを通したCO_2排出量の低減、水・資源の利用効率向上、自然資本へのインパクトの最小化に努めます。

（４）よき企業市民として地域社会との信頼関係を築くとともに、連携して課題解決に取り組み、地域社会の発展に貢献します。

２.２ 環境保全行動指針

本指針は、「行動指針」に則り、当社の事業活動に関わる環境保全への取り組みに対する当社の行動の指針を示すものである。

スローガン

製品・サービスを通じて環境と調和した持続可能な社会を実現するために、当社は製品の全ライフサイクルにおける環境負荷低減を目指したグローバルなものづくりを推進し、地球環境保全に努めることにより社会的責任を果たす。

環境保全行動指針

（１）地球環境保全は人類共通の重要課題であり、環境と調和した持続可能な社会の実現を経営の最優先課題の一つとして取り組み、社会的責任を果たす。

（２）地球温暖化の防止、資源の循環的な利用、生態系の保全への配慮に関するニーズを的確に把握し、これに対応する高度で信頼性の高い技術及び製品を開発することにより社会に貢献するよう努める。

（３）ものづくりを担当する執行役及び環境保全を担当する執行役は、環境保全活動を適切に推進する。所管の各部署を通じ、関連規程の整備、環境負荷削減目標の設定等により環境保全活動の推進・徹底を図るとともに、環境保全活動が適切に行われていることを確認し、その維持向上に努める。

（４）製品の研究開発・設計の段階から生産、流通、販売、使用、廃棄等の各段階における環境負荷の把握と低減を目指したグローバルなものづくりを推進する。

（５）ものづくりによって生じる環境への影響を調査・検討し、環境負荷を低減するために省エネルギー、省資源、リサイクル、化学物質管理、生態系への配慮等、環境保全性に優れた技術、資材の導入を図る。

（６）国際的環境規制並びに国、地方自治体等の環境規制を順守するにとどまらず、必要に応じて自主基準を策定して環境保全に努める。

（７）グローバルなものづくりに際しては、当該地域の環境に与える影響に配慮し、地域社会の要請に応えられる対策を実施するよう努める。

（８）従業員の環境に関する法律順守、環境への意識向上、広く社会に目を向け、幅広い観点からの地球環境保全活動について教育し、活動する。

（９）環境問題の可能性を評価し、発生の防止に努める。万一、環境問題が生じた場合には、環境負荷を最小化するよう適切な措置を講ずる。

（10）環境保全活動についてステークホルダーへの情報開示と積極的なコミュニケーションに努め、相互理解と協力関係の強化に努める。

2.3 環境方針

「かけがえのない地球を次世代へ、我々で守ろう美しい環境」

のスローガンのもと、優れた技術・製品・ソリューションの開発を通じて環境と調和した持続可能な社会を実現するために、国際電気グループが提供する製品・サービスに関して全ライフサイクルにおける環境負荷低減を目指したグローバルなものづくりを推進し、地球環境・生物多様性の保全・向上に努めることにより、SDGsの達成に貢献する。

当社グループは、以下の方針に基づき活動を推進する。

（１）環境パフォーマンスを向上するために、環境マネジメントシステムの継続的改善を図る。
（２）国際的環境規制並びに環境に関する法規制、自ら定めた自主基準及び自主的に受け入れを決めたその他の要求事項を順守するとともに、環境汚染の予防に努める。
（３）この環境方針を達成するために、環境目的・目標を設定し、全従業員による環境管理を推進する。環境目的・目標は１回／年、見直しを行う。
（４）環境保全活動として次の事項を重点項目として掲げ、活動を展開する。
① 製品の環境配慮設計及びグリーン調達を推進する。
② 気候変動の緩和のため、電力等のエネルギー消費の削減に取り組むとともに各種施策を検討し、カーボンニュートラルの実現をめざす。
③ 持続可能な資源の利用、資源の有効活用を図るため、廃棄物の排出量削減及び分別収集を徹底する。
④ 生物多様性及び生態系の保護、環境汚染の予防のため、化学物質の適正管理に努める。

3. お取引様へのお願い事項

3.1. グリーン調達の調査協力へのお願い

国際電気グループは、調達パートナーの皆様のご支援を頂戴し、環境に配慮した製品を社会にお届けする取り組みを強化してまいります。サプライチェーン上流の調達パートナーの皆様の状況について、調査にご協力くださいますよう宜しくお願いいたします。

1）調査の要領

（1）調査のカテゴリー

調査は下記三点のカテゴリーに分けて行います。

（ⅰ）調達パートナーの皆様の環境保全活動の状況

（ⅱ）納入品の環境負荷低減の状況

（ⅲ）納入品の含有化学物質に関する情報

（2）調査回答方法

国際電気グループでは、原則としてインターネットを活用したグリーン調達システム（A Gree'Net）により、情報提供をお願いしていますのでご協力をお願いいたします。A Gree'Net を利用するには、事前のユーザー登録が必要です。詳細は調達部門へお問い合わせください。また、入力操作の詳細は、A Gree'Net にログイン後、システム内より取扱説明書をご参照ください。

なお、調達部門より、本調査への回答方法（システム等）に指定のある場合は、そちらに従いご対応ください。

グリーン調達システム（A Gree'Net）ログイン URL

https://portal.chemicalmanagement.ext.hitachi.co.jp/portal/static/html/index.htm

（3）調査頻度

（ⅰ）調達パートナーの環境保全活動状況と（ⅱ）国際電気グループへ納入される製品の環境負荷低減状況については定期的（1 回/年）に見直しを行い、グリーン調達システム（A Gree'Net）に入力更新をお願いいたします。（ⅲ）製品に含有する化学物質の情報については、必要に応じて調査依頼しますので、グリーン調達システム（A Gree'Net）に入力回答をお願いいたします。

2）調査の内容

（1）調達パートナーの皆様の環境保全活動の状況

調達パートナー各位毎（事業所単位になることがあります）に以下の調査を実施いたします。

（a）環境認証に関する項目

■ISO14001 または国際電気グループの認める外部認証取得など

①ISO14001 認証を取得済

②その他 EMS 認証取得済

③ISO14001 などの外部認証取得推進中又は取得計画が確定している

（b）グリーン調達」への取り組みに関する項目

■グリーン調達の実施計画状況

①グリーン調達を実施している

②グリーン調達の計画がある

（c）環境保全活動に関する項目（20項目）

■企業理念・方針

①環境保全に関する企業理念がある

②環境方針を定め、地球温暖化の防止・資源の循環的な利用・生態系の保全に関する継続的な向上を誓約している

③環境方針で法規制の遵守を誓約している

④環境方針を全ての従業員に徹底させ、第三者が方針を入手できる

■計画・組織

⑤環境保全に対する目的、目標がある

⑥目的、目標を達成するための組織・責任者が明確になっている

⑦目的、目標を達成するための実行計画がある

■環境評価・システム

製造工程において以下の項目を管理・評価し改善に努力している

⑧水質汚濁の削減

⑨大気汚染の削減

⑩騒音・振動の低減

⑪廃棄物処理の適正処理及び排出量の削減

⑫エネルギー使用量の削減（電気、ガス、燃料など）

⑬原材料の調達を含めた生態系への負荷軽減

⑭有害性のある化学物質の使用及び排出の削減

⑮製品アセスメントの仕組みがある

⑯緊急時に対する仕組みがある

⑰環境内部監査の仕組みがある

■教育訓練、情報提供

⑱環境関連の教育を実施している

⑲著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者に教育訓練を実施し、作業者リストを作成している。

⑳環境保全に関する情報を提供している

（d）製造工程に関する情報

■製造過程でのオゾン層破壊物質使用の有無

①製品製造工程にて使用している

②製品製造工程にて使用していない

③調査中

（２）納入品の環境負荷低減の状況

（a）納入品の環境負荷低減に関する項目（12項目）

国際電気グループへの納入品について以下の項目に従ってお取り組みいただきますようお願いいたします。調達パートナーの皆様が調達される原材料や部品においても、同様のご配慮をお願いいたします。

■省資源

①製品の減量化、小型化に配慮している

②再生部品または再生資源を利用している（再生材含有率）

③長寿命化に配慮している

④水利用の適正化に努めている

■省エネ

⑤待機時、使用時の省エネルギー化に配慮している（エネルギー低減率）

■リサイクル

⑥製品を回収、リサイクルしている（リサイクル率）

⑦材料の統一、標準化をしている

⑧分解、分別の容易性に配慮している

■梱包材

⑨梱包材を削減し、回収、リユース、リサイクルに配慮している

■情報提供

⑩製品に関する環境情報を提供している

■生態系の保全

⑪生態系への負荷軽減に努めている

⑫化学物質の使用の適正化に努めている

（３）納入品の含有化学物質に関する情報

（a）A Gree'Net に入力する含有化学物質に関する情報

添付１及び２にしたがい、下記情報を入力してください。

（ⅰ）製品基本情報

（ⅱ）製品構成情報

（ⅲ）含有化学物質群有無情報

（ⅳ）不含有保証書の提出有無情報

（b）含有化学物質の調査フォーマット

製品含有化学物質を管理するフォーマットについて、A Gree'Net では、調達パートナーの皆様の使い勝手を第一に考え、産業界に広く採用されているフォーマットへ柔軟に対応を図っています。A Gree'Net では、現在下記フォーマットで入力が可能です。

CMPコンソーシアム（旧JAMP：アーティクルマネジメント推進協議会）： https://cmp-consortium.com/

chemSHERPA：JAMP が提供する化学物質情報伝達フォーマット

chemSHERPA-CI ：化学品に含有する化学物質を扱う

chemSHERPA-AI ：成形品に含有する化学物質を扱う

(注)：最新の法令情報が反映されていない可能性があります。

3.2 納入品に含有される化学物質の管理について

1）国際電気グループ自主管理化学物質

国際電気グループでは、「国際電気グループ自主管理化学物質」の考え方に従い、下記の通り「禁止物質群」と「管理物質群」の二つのカテゴリーに分けて、納入品に含有される化学物質の情報を把握します。

●「国際電気グループ自主管理化学物質」の考え方

区分	管理対象物質	主な法規制
レベル１ 禁止物質群	納入品に含有していることを禁止する化学物質。国内外の法規制で、製品（包装材を含む）への使用が原則的に禁止されている物質で、国際電気グループへの納入品に使用される可能性がある化学物質。 詳細は、別表１及び付表１による。	別表１及び 付表１を参照
レベル２ 管理物質群	国内外の法規制他で、使用実態を把握し、適切な管理を要求されている物質及びリサイクルや適正処理を配慮すべき管理物質。なお、用途によって納入品への含有を制限する場合がある物質群も含む。 詳細は、別表２及び付表２による。	別表２及び 付表２を参照

ただし、業界動向等の事情から、国際電気グループの事業部門により管理内容（物質群、管理レベル、閾値等）が異なる場合がありますので、納入先のお願い事項にご留意ください。

また、納入品に最終的に含有せずとも、納品までの製造、貯蔵、輸送等の段階で使用される化学物質について、供給保全の趣旨から調査をお願いする場合があります。併せてご協力をお願いします。

2）納入品の含有化学物質に関する不含有保証について

国際電気グループでは、資材取引において締結する基本契約書の中で、調達パートナーの皆様に環境に対するご配慮をお願いしております。製品含有化学物質につきましては、必要に応じ、品質管理の視点から化学物質の不含有を保証して頂きます。

取引において、製品への化学物質の不含有が購入仕様条件として提示された際は、「納入調達品の含有化学物質に関する不含有保証書」（不含有保証書）等の文書を、国際電気グループへの納入仕様条件としてご提示をお願いします。

尚、「不含有」とは、「意図的な添加」または「不純物等の非意図的混入」にかかわらず、当該化学物質の含有が無い、または、所定の閾値以下であることが、合理的な手続きにより明らかになっている場合を指します。

3）化学物質含有情報の管理の考え方（禁止と管理）

化学物質の含有情報を収集する際は、経済性、工業技術的見地から合理的な範囲で、調達パートナーの皆様の最善の手段を採用してください。

レベル１の禁止物質群については、国内外の法規制等により使用が原則的に禁止されておりますので、「不含有」を順法の視点から保証していただく必要があります。

レベル２の管理物質群については、製品への当該化学物質の含有の有無に関わらず、含有情報の適切な管理が必要です。また、「該当化学物質の含有を示す情報が調査時点で無い」ことも伝達すべき情報となりますのでご留意ください。

４）材料・製法及び化学物質の含有情報に変更が生じた場合

納入品に関して、使用材料、製法、製造場所、主要な生産設備、製造上の責任者等について変更が発生した際には、変更内容と影響範囲についてその都度速やかにご連絡ください。 また、化学物質の含有情報に関しても、新たな含有が判明した場合や、既に報告された内容に変更が生じた場合も同様にご対応を宜しくお願いします。

改訂来歴

No.	改訂年月	改訂履歴
Ver. 1.0	2024年12月	「国際電気グリーン調達ガイドライン」制定
Ver. 2.0	2025年12月	別表１：No.11，13，24の修正、No.25，26～32の追加・修正 別表２：No.9，17～20の削除 別表１及び別表２に関する備考：※9の削除 付表一覧：付表11, 12の追加

添付資料

別表１（レベル１禁止物質群リスト）

＊別表１はレベル１（禁止物質）の各物質（群）と、その代表的な管理値及び参照法令を示します。
その他の規制対象となる用途・管理値・参照法令の詳細は付表１（付表一覧の掲載HPはP１６下側）をご参照ください。

＊別表１の各物質（群）のうち、法令等の適用除外項目に該当する場合は除外します。但し、その理由（RoHS指令（EU）を適用する場合は付表３-１及び付表３-２（付表一覧の掲載HPはP15下側を参照）を参照）をご報告ください。

No.	化学物質（群）名	国際電気グループの管理値	主な参照法令
1	カドミウム及びその化合物※1	100ppm 以下 100ppm 以下（包装材）※5	「RoHS 指令(EU)」 「包装・包装廃棄物指令(EU)」
2	六価クロム化合物※1	1000ppm 以下 100ppm 以下（包装材）※5	「RoHS 指令(EU)」 「包装・包装廃棄物指令(EU)」
3	鉛及びその化合物※1	1000ppm 以下 100ppm 以下（包装材）※5	「RoHS 指令(EU)」 「包装・包装廃棄物指令(EU)」
4	水銀及びその化合物※1	1000ppm 以下 100ppm 以下（包装材）※5	「RoHS 指令(EU)」 「包装・包装廃棄物指令(EU)」
5	ポリ臭化ビフェニール類(PBB類)	1000ppm 以下	「RoHS 指令(EU)」
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	1000ppm 以下 使用禁止（DecaBDE）※6	「RoHS 指令(EU)」 「TSCA PBT 規則」
7	三置換有機スズ化合物※2 トリブチルスズ化合物(TBT) トリフェニルスズ化合物(TPT) ビス(トリブチルスズ) ＝オキシド (TBTO) など	意図的な使用禁止 かつ スズとして 1000ppm 以下	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第１種特定） 「REACH 規則（EU）」
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB 類)	意図的な使用禁止 かつ 50ppm 以下	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第１種特定） 「POPs」
9	ポリ塩化ターフェニル※2（PCT 類）	意図的な使用禁止	「REACH 規則（EU）」
10	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 1 以上)	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第１種特定） 「POPs」
11	短鎖塩素化パラフィン(SCCP)※2 ※3	意図的な使用禁止 かつ 1500ppm 以下	「POPs」 「REACH 規則（EU）」
12	アスベスト類※2	意図的な使用禁止 かつ 1000ppm 以下	「REACH 規則（EU）」
13	オゾン層破壊物質（ClassⅠ＆Ⅱ）※4 ＊該当物質は付表４を参照	意図的な使用禁止	「モントリオール議定書」

No.	化学物質（群）名	国際電気グループの管理値	主な参照法令
14	PFOS/PFOS 類縁化合物 ＊該当物質は付表 5 を参照	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第１種特定） 「POPs」
15	2-(2H-1,2,3- ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール（UV-320)	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第１種特定） 「REACH 規則（EU）」
16	ヘキサクロロベンゼン	意図的な使用禁止 かつ 10ppm 以下	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第１種特定） 「REACH 規則（EU）」「CLP 規則」「POPs」
17	フマル酸ジメチル（DMF）※2	0.1ppm 以下	「REACH 規則（EU）」
18	ヘキサブロモシクロドデカン （HBCD 又は HBCDD） ＊該当物質は付表 9 を参照	意図的な使用禁止	「POPs」 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第１種特定）
19	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル） （DEHP）	1000ppm 以下	「RoHS指令(EU)」 「REACH 規則(EU)」
20	フタル酸ブチルベンジル（BBP）	1000ppm 以下	
21	フタル酸ジブチル（DBP）	1000ppm 以下	
22	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm 以下	
23	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質 ＊該当物質は付表10を参照	意図的な使用禁止 かつ PFOA 及びその塩は 0.025ppm以下 PFOA 関連物質は 合計 1ppm 以下	「POPs」 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第１種特定）
24	長鎖ペルフルオロカルボン酸（C9 - C21 LC-PFCA）、その塩及びC9 -C21 LC-PFCA関連物質 ＊該当物質は付表11を参照	意図的な使用禁止 かつ C9-C14 PFCAs及びその塩は 0.025ppm未満 C9-C14 PFCA関連物質は 合計0.26ppm未満 C9-C21 LC-PFCA及びその塩、関連物質は意図的な使用禁止	「REACH規則(EU)」 「POPs」
25	中鎖塩素化パラフィン（MCCP） 炭素数14から17までのMCCPで、塩素化率45wt%以上のもの ＊該当物質は付表12を参照	意図的な使用禁止	「POPs」
26	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 （PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質	意図的な使用禁止	「POPs」
27	デクロランプラス	意図的な使用禁止	「POPs」

No.	化学物質（群）名	国際電気グループの管理値	主な参照法令
28	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	意図的な使用禁止	「POPs」
29	リン酸イソプロピルフェニル（PIP(3:1)）	使用禁止 ※6 （非意図的添加の場合、1000ppm未満）	「TSCA PBT規則」
30	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール（2,4,6-TTBP）	意図的な使用禁止 ※6	「TSCA PBT規則」
31	ペンタクロロチオフェノール（PCTP）	意図的な使用禁止 かつ 10000ppm 以下 ※6	「TSCA PBT規則」
32	ヘキサクロロブタジエン（HCBD）	意図的な使用禁止 ※6	「TSCA PBT規則」

別表２（レベル ２ 管理物質群リスト）

＊別表２はレベル２（管理物質）の各物質（群）について示す。参照法令については付表２（付表一覧の掲載HPはP16下側を参照）をご参照ください。

＊REACH/制限物質の該当物質及び詳細は付表６を、REACH/認可対象物質及びSVHCの該当物質詳細は付表7をご参照ください（付表一覧の掲載HPはP16下側を参照）。

＊サプライチェーンでの情報開示等の義務に活用するため、下記化学物質の含有情報をご報告ください。

No.	化学物質（群）名
1	アンチモン及びその化合物※[7]
2	ヒ素及びその化合物※[7]
3	ベリリウム及びその化合物※[7]
4	ニッケル及びその化合物 ※[7]
5	セレン及びその化合物※[7]
6	非特定臭素系難燃剤※[8]
7	ポリ塩化ビニル(PVC)類及びその混合物、その共重合体
8	別表1 No.19～22 以外のフタル酸エステル類
9	
10	放射性物質
11	二置換有機スズ化合物（DBT、DOT など）
12	コバルト及びその化合物※[7]
13	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料　＊該当物質は付表 8 を参照
14	ホルムアルデヒド
15	ベンゼン
16	フッ素系温室効果ガス
17	
18	
19	
20	
21	ペル/ポリフルオロアルキル化合物（PFAS）
22	デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）
23	REACH/制限物質に該当する多環芳香族炭化水素（PAHs）　＊該当物質は付表 6 を参照
24	REACH/制限物質　＊該当物質及び詳細は付表 6 を参照
25	REACH/認可対象物質　＊該当物質は付表 7 を参照
26	REACH/SVHC　＊該当物質は付表 7 を参照
27	JAMP 管理対象物質※[10]（含む chemSHERPA[※11]）

別表１及び別表２に関する備考：

※１：金属には、その合金を含む。
※２：用途、取り扱いが全面規制に相当すると判断した REACH/制限物質。
※３：炭素鎖長/10～13の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。
※４：モントリオール議定書のClass Ⅰ物質＆ClassⅡ物質。
※５：包装材は、4物質合計で100ppm 以下。
※６：TSCA PBT 規則が適用される米国向けの成形品に限る。
※７：金属には、その合金を含む。
※８：別表1（禁止）に記載のPBB類、PBDE類以外のもの。

※10：CMPコンソーシアム(旧JAMP)が規定する管理対象物質。
以下の法規及び業界基準に該当する物質を含む。
1.化審法（第一種特定化学物質）　2.安衛法（製造禁止物質）
3.毒劇物法（特定毒物）　4.RoHS指令
5.ELV指令
6.CLP（AnnexⅥの Table3.1/CMR-Cat 1a、1ｂ並びに Table3.2/CMR-Cat 1、2）
7.REACH 規則 AnnexⅩⅦ（制限物質）
8.REACH 規則 認可対象候補物質（SVHC）
9.POPs 規則 Annex Ⅰ　10.ESIS PBT（PBT判定基準該当部分）
11.GADSL　12.IEC62474

※11：chemSHERPA が規定する管理対象物質。
以下の法規及び業界基準に該当する物質含む。
1.化審法（第一種特定化学物質）
2.TSCA（使用禁止又は制限の対象物質（第６条））
3.ELV指令　4.RoHS指令
5.POPs規則 Annex Ⅰ
6.REACH規則 SVHC（認可対象候補物質）および Annex XⅣ（認可物質）
7.REACH規則 Annex XⅦ（制限対象物質）
8.GADSL　9.IEC62474
10.医療機器規則(MDR) Annex Ⅰ 10.4 化学物質

詳細は次の文書、リストの最新版を参照のこと。
「chemSHERPA 管理対象物質説明書」、「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」
参照先：https://cmp-consortium.com/

付表一覧

付表１：レベル１（禁止）の各物質群に関する用途・管理値・参照法令の詳細表
付表２：レベル２（管理）の各物質群に関する参照法令の詳細表
付表３-１：RoHS 指令/適用除外項目一覧（Annex3）
付表３-２：RoHS 指令/適用除外項目一覧（Annex4）
付表４：オゾン層破壊物質一覧表
付表５：PFOS/PFOS 類縁化合物一覧表
付表６：REACH/制限物質一覧表
付表７：REACH/認可物質・SVHC 一覧表付
表８：特定アミン一覧表
付表９：ヘキサブロモシクロドデカン一覧表
付表10：PFOA（ペルフルオロオクタン酸）とその塩及び PFOA 関連物質一覧表
付表11：PFCA関連物質一覧
付表12：中鎖塩素化パラフィン（MCCP）関連物質一覧
（各付表一覧の掲載 HP：https://www.kokusaidenki.co.jp/csr/procurement/index.html）

添付１（含有化学物質の調査）

■ 原材料、部品、半完成品、完成品などの含有化学物質の調査について

各分母分子については、下記「含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義」に従ってください。含有率が閾値以下の場合でも、「調査数値登録の考え方」に従ってください。

	調査の単位	調査数値の単位・区分	調査数値の登録の考え方	
			意図的添加がある場合	非意図的添加が予想される場合
レベル１ 禁止物質群	RoHS：均質材料単位 RoHS 以外：納入製品単位または納入製品を任意の階層に分割した各階層単位	単位：含有部位ごとの a) 分母の質量および分子の質量、または b) 分母の質量および濃度 区分：最大値（理論値または実測値）	数値の如何にかかわらず登録	含有する可能性がある場合にも登録
レベル２ 管理物質群		単位：含有部位ごとの a) 分母の質量および分子の質量、または b) 分母の質量および濃度または、納入製品単位中に含有する当該物質の質量、または任意の階層に分割した各階層単位の当該物質の質量 区分：平均値（理論値または実測値）または最大値（理論値または実測値）	数値の如何にかかわらず登録	存在が確認されその数値を把握できている場合にも登録

※ただし、上記以外の物質群に関しても、調査製品群によっては個別の管理をお願いすることがあります。

※禁止物質の中には、製品性能特性を得る為の添加剤として過去に様々な用途で使用されてきたものがあります。これらは、現在でも製品に混入する可能性があります。

自然界で原材料に通常含まれているもの、製造工程で副生し、または副資材として使用され残留するもの、製造ライン共用や在庫品の流用等で混入するもの等々、禁止物質の誤使用・混入・汚染の事例が度々報告されております。

調達パートナー各位におかれては法規制除外対象も含めて、扱う原材料や部品の特性や来歴を把握し、禁止物質が閾値を超えて混入することのないよう適切な管理をお願いします。

■ 含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義

（1）分母の定義

RoHSで規制：均質材料

RoHS以外で規制：調達品単位または調達品を任意の階層に分割した各階層単位

【均質材料とは】

・均質材料とは、機械的に分離のできない状態の材料

・以下のものを均質物質または均質材料とする

材料の状態	判断基準
化合物、ポリマーアロイ、金属合金など	均質材料
塗装、印刷、めっき(クロメート処理)などの処理がされているもの	各々の単一層を均質材料とみなす（亜鉛めっきクロメート処理の場合は、亜鉛めっき層とクロメート処理層のそれぞれを均質材料とみなす。ただし、複層を分離してそれぞれの単層ごとの数値を求めることが困難な場合には、分離可能な最小単位を均質な単位とみなす(JISC0950)）

(2) 分子の定義

化学物質とは「元素または化合物」を指す。

化学物質	分子の定義
金属及金属化合物	金属元素の質量
金属及金属化合物以外	その化学物質の質量

「REACH想定物質については、金属元素を含むCAS単位分子質量を記入する」

■製品構成情報の登録内容例(電気部品)

国際電気グループでは、製品、部品、組成(化学物質)を以下の表及び階層図のように定義します。

・禁止物質及び管理物質に該当しない非対象物質を「その他化学物質」とまとめることが可能です。

・化学物質とは「元素または化合物」を指します。

・部位とは物理的に分解できる最小の単位であり、均質物質から成り立ちます。

(ただし、詳細については A Gree'Net 取扱説明書を参照)

＜例＞アルミニウム電解コンデンサ(重量：3ｇ)

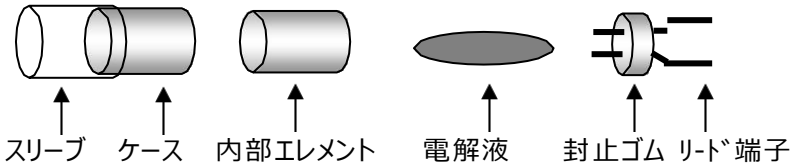
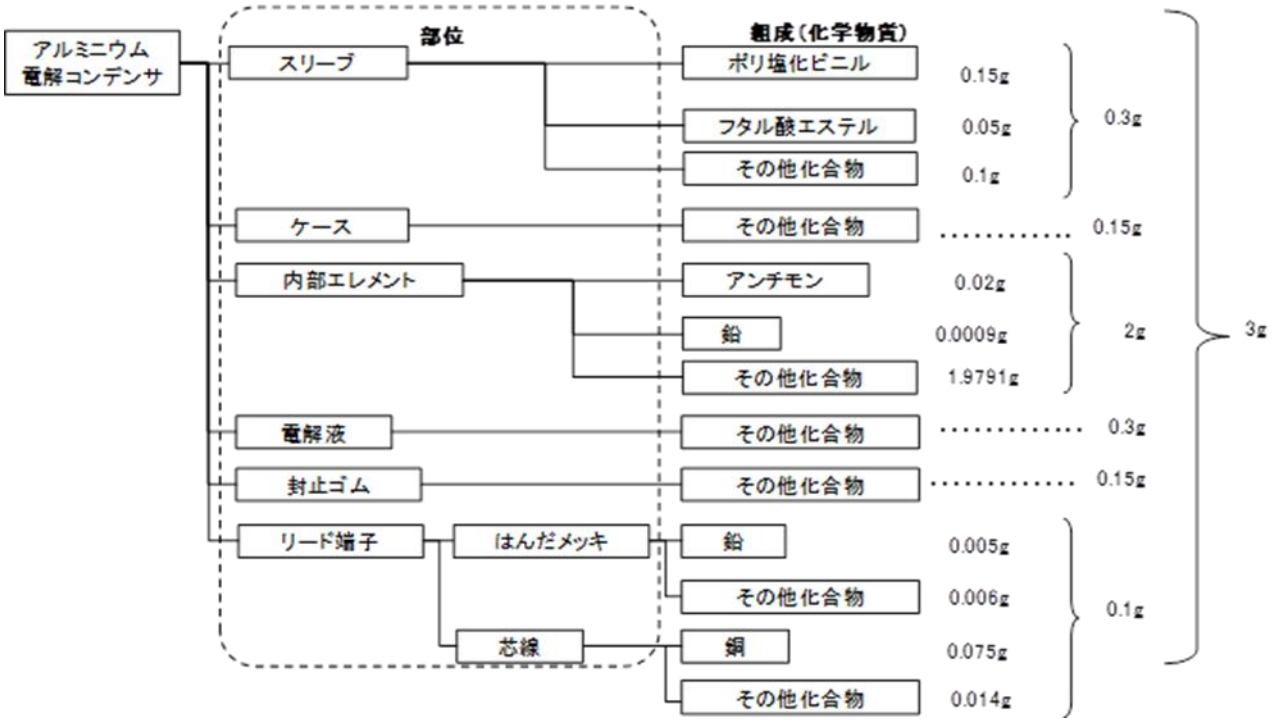
部位			組成（化学物質）			
部位		重量/g	化学物質名称	用途	CAS番号	含有量/g
スリーブ（外装チューブ）		0.3	ポリ塩化ビニル		9002-86-2	0.15
			フタル酸エステル	可塑剤	117-81-7	0.05
			その他化合物		―	0.1
ケース		0.15	その他化合物		―	0.15
内部エレメント		2	アンチモン		7440-36-0	0.02
			鉛		7439-92-1	0.0009
			その他化合物		―	1.9791
電解液		0.3	その他化合物		―	0.3
封止ゴム		0.15	その他化合物		―	0.15
リード端子	はんだメッキ	0.011	鉛	はんだ	7439-92-1	0.005
			その他化合物		―	0.006
	芯線	0.089	銅（必要に応じて）		7440-50-8	0.075
			その他化合物		―	0.014